

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波災害 に伴う県土整備部の対応状況等

県土整備企画室

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃に発生した東日本大震災津波（平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波災害）から 3 ヶ月余りが経ちました。

県では、東日本大震災津波からの復興に向けて、「人命が失われるような津波災害は今回で終わりにする」という決意のもと、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻すため、科学的、技術的な知見に立脚し、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、平成 23 年 6 月 9 日に「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画（案）」を策定しました。

この計画案は、岩手県東日本大震災津波復興委員会等における専門的な審議や市町村等の意見などを踏まえて策定したものです。

現在、この計画案について、パブリックコメント（平成 23 年 6 月 21 日～平成 23 年 7 月 31 日）などを実施しており、いただいた意見等を反映させ 9 月議会に計画の承認議案を提出する予定としています。

この計画の目指す姿である「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」に向けた取組を、市町村をはじめとした地域の多様な主体とともに、スピード感を持って効果的・効率的に展開していきます。

今月号では、この計画案のうち、県土整備部が主体的に関わる「復興に向けたまちづくりのグランドデザイン」や「復興に向けた具体的取組」の「安全」の確保（防災のまちづくり、交通ネットワーク）、「暮らし」の再建（生活・雇用）の内容などを中心にお知らせします。

1 計画の名称

岩手県東日本大震災津波復興計画

2 計画の期間及び構成

(1) 計画期間

平成 23 年度～平成 30 年度

(2) 計画の構成(次の2つの計画で構成)

- ・復興に向けての目指す姿や原則、具体的取組の内容等を示す「復興基本計画」
- ・施策や事業、工程表等を示す「復興実施計画」

「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画案」の全文はこちらの HP をご覧ください（いわて復興ネット）。

http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/fukkou_net/kihonkeikaku_an.html

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波災害に伴う県土整備部の対応状況等については、こちらの県土整備部 HP をご覧ください（県土整備部〔東北地方太平洋沖地震災害情報〕）。

<http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=4266&ik=3&pnp=66&pnp=4266>

岩手県東日本大震災津波復興計画

復興基本計画 (案)

～いのちを守り 海と大地と共に生きる
ふるさと岩手・三陸の創造に向けて～

平成23年6月

岩 手 県

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

はじめに

平成23年3月11日に東日本を直撃したマグニチュード9.0の大地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震によって、多くの尊い命と財産が奪われた。

本県においては、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波等による被害状況を踏まえ、津波対策として防潮堤等の防災施設の整備や地域防災の取組などを進めてきたが、今回の津波は、過去の津波を凌ぐ大規模なものであり、これまで数多くの災害に見舞われてきた本県にとっても、かつて経験したことのないような大災害となった。

今、この筆舌に尽くしがたい状況を目の当たりにして、私たち県民一人ひとりの胸には、「人命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」という決意と、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻そうとする思いがあふれている。

この「岩手県東日本大震災津波復興計画」(以下「計画」という。)は、このような切なる思いを実現するべく、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、震災を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、被災住民・市町村の意見等を十分踏まえながら、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」(委員長：藤井克己岩手大学学長)をはじめとする県内外の専門家、学識経験者からの提言等に基づき、岩手県が策定するものである。

計画では、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿勢とし、復興に向けた3つの原則として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を掲げている。また、安全で安心な防災都市・地域づくり、被災者が一日でも早く元の生活に戻ることができる住環境の整備や雇用の確保、本県の基幹産業である水産業の再生など、当面する課題から地域が復興する姿まで、基本的な考え方や復興への歩み等を示している。

この計画は、沿岸地域をはじめとした被災地域が、岩手の未来を担う力となるよう、地域社会のあらゆる構成主体が連携して復興の主体となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げることを目指す。また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がりを契機とし、これらのつながりを力に、開かれた復興を実現する。

そして、私たち県民が復興に向かう姿は、今後の世界的な津波防災の方向を指し示すものと確信している。

今回の大震災津波により、広範囲にもたらされた甚大な被害からの復興は、まさに国家的な課題と位置付けられるものであり、その道のりは決して平坦ではない。しかし、この計画により、県民全員で震災を乗り越え、さらには、ふるさと岩手・三陸の力強い創造に向け、希望を抱きながらその道を着実に歩んでいきたい。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

序章

1 策定の趣旨

この計画は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方に基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのランドデザイン、具体的取組の内容、復興への歩み等を明らかにするものである。

なお、本県では、「いっしょに育む『希望郷いわて』」の実現に向けて、平成21年12月に「いわて県民計画」を策定し、「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」の分野ごとに、県民一人ひとりの「実現していきたい岩手の未来」を描き、その実現に向けた様々な施策を県民の総力を結集しながら展開してきたところである。今回の大震災津波を踏まえ、「いわて県民計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については、本計画に基づき推進するものである。

2 計画の役割

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担う。

- (1) 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしの再建となりわいの再生を支援する計画である。
- (2) 被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する計画である。
- (3) 復興に当たって、県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となる計画であるとともに、県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す計画である。
- (4) 岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を要請する計画である。
- (5) 国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画である。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

3 計画の構成

この計画は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容等を示した「復興基本計画」と、施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成する。

復興に向けては、被害の広域性、複合性、多様性、規模の大きさから、緊急的、短期的、中・長期的な取組を重層的に進めていくことが必要であることから、取組の当初から一体的な戦略に基づき復興を目指す。

4 計画の期間

この計画は、平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から平成30年度までの8年間を全体計画期間とする。

「復興実施計画」については、第1期（平成23年度から25年度までの3年間）、第2期（平成26年度から28年度までの3年間）、更なる展開に向けた連結期間となる第3期（平成29年度から30年度までの2年間）に区分し、取組を推進する。

このうち、特に第1期復興実施計画の期間を基盤復興期間と位置付け、特に集中的な復興の取組を行う。

なお、被災市町村が策定する復興計画等に基づく取組との整合性については十分配慮し、当該市町村との連携を図り、その復興が着実に達成されるように取組を進める。

《計画の構成及び期間》



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

5 復興の主体

復興に当たっては、県民をはじめ、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げる。

また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がり为契机とし、本県における復興への共感に基づく積極的な「つながり」を力に、開かれた復興を実現する。

6 対象地域

この計画は、特に甚大な被害を受けた沿岸市町村を主な対象としているが、今回の大震災津波によって、内陸地域においても直接的な被害や社会経済的な影響が広く及んでいること、また、復興の達成に向けては、沿岸地域と内陸地域が一体となった取組が必要であることから、内陸地域を含む県内全体を対象地域とする。

7 計画の見直し

この計画は、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行うものとする。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

第2章

復興の目指す姿と3つの原則

今回の大震災津波の経験を踏まえ、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創り上げなければならない。

本章では、今回の大震災津波からの復興に当たっての目指す姿を掲げるとともに、復興に向けた3つの原則を示す。

1 復興の目指す姿

- 今回の大震災津波による犠牲と被害の大きさと「津波はいつかまた来る」ことを胸に刻み、「人命が失われるような津波災害は今回で終わりにする」との決意のもと、単なる現状復旧にとどまるのではなく、科学的、技術的な知見に立脚した津波対策の方向性やまちづくりのランドデザインを基にした安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を実現する。
- 犠牲者の故郷への思い、脈々と地域に継承されてきた歴史や文化を次代に継承し、復興を果たした「ふるさと」が、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることのできるような地域社会づくりを通じた復興を実現する。
- 「なりわい」と「暮らし」を早急に再生し、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことができる被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する。
- 地域の主体的な考えを踏まえ、コミュニティの回復・再生を図りながら、三陸の海が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を実現する。
- 全国、世界から寄せられている支援や参画の広がりをきっかけとして、人と人、地域と地域といったつながりを更に広げ、多様な参画による開かれた復興を実現する。

こうした考え方を踏まえ、次のとおり目指す姿を掲げる。

いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

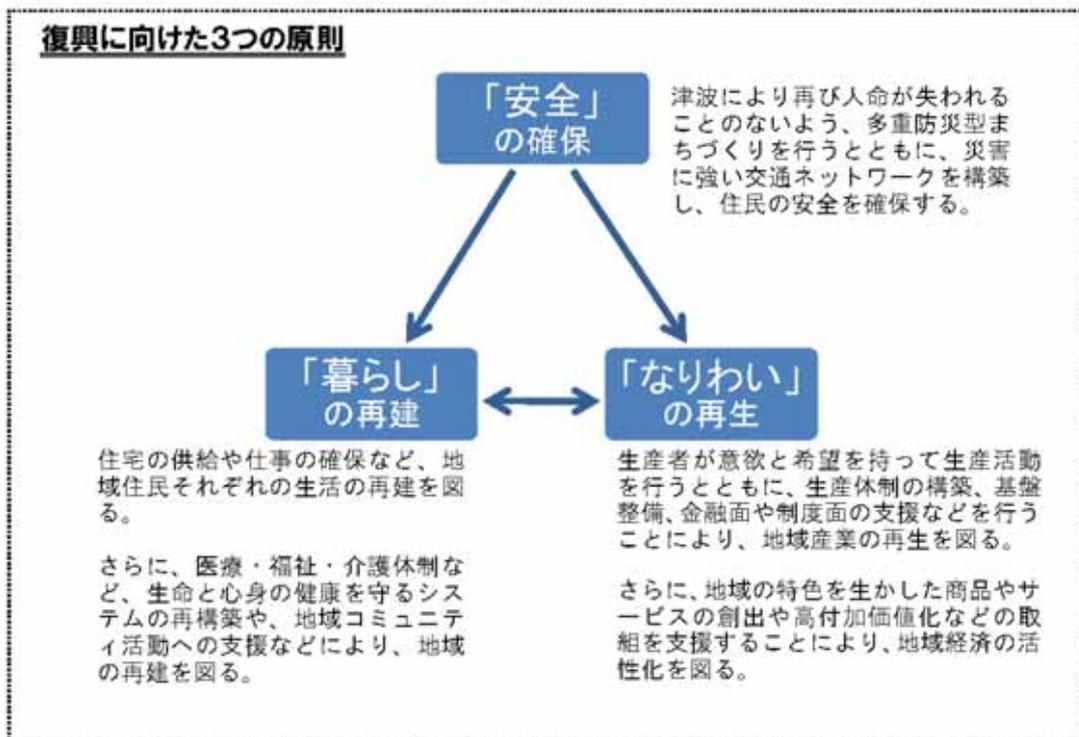
岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

2 復興に向けた3つの原則

復興に向けた歩みを進めるに当たっては、まず、「安全」を確保しなければならない。その上で、被災者が希望を持って「ふるさと」に住み続けることができるよう、「暮らし」を再建し、「なりわい」を再生することによって、復興の道筋を明確に示すことが重要である。

このことから、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興に向けた3つの原則として掲げ、この原則のもとで、地域のコミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、ふるさと岩手・三陸の復興を実現するための取組を進める。

こうした考え方にに基づき、第3章では、「安全の確保」のための「復興に向けたまちづくりのランドデザイン」について明らかにし、続く第4章で、復興の目指す姿と3つの原則を踏まえた今後8年間の具体的な取組の考え方と内容を示す。



「なりわい」とは、本計画では、農業、漁業、林業、建設業、製造業、商業、サービス業など生計を立てていくための職業や営みをいう。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

第3章

復興に向けたまちづくりのグランドデザイン

1 津波対策の基本的考え方

今回の大震災津波は、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波を凌ぐ大規模なものとなった。今回の津波に対して防潮堤や湾口防波堤など既存防災施設が果たした役割について検証した結果、津波到達時間を遅らせる効果、浸水の深さを下げる効果、津波エネルギー（流速）を減衰する効果が確認されたが、ハード対策のみでは防御することが困難であることが示された。

一方、日頃から各地域で実施されてきた避難訓練、地域や小中学校等で行われてきた防災教育等も今回の大震災津波からの避難に一定の寄与がみられた。

これらを踏まえ、本県における津波対策の基本的な考え方として、再び人命が失われることがない多重防災型まちづくりと防災文化を醸成し継承することを目指す。具体的には、被害状況や地理的条件、歴史や文化、産業構造などに応じて、その地域にふさわしい「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより「安全の確保」を図る。

2 津波対策の方向性

(1) 海岸保全施設

ア 海岸保全施設の整備

津波対策の基本的な考え方を達成するためには、海岸保全施設の整備は過去に発生した最大の津波高さを目標とするのが望ましい。しかし、地形条件や社会・環境に与える影響、費用等の観点から、海岸保全施設のみによる対策は必ずしも現実的でない場合がある。この場合、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度で起こり得る津波高さを海岸保全施設の整備目標とする。

防潮堤や湾口防波堤、水門、陸こうなど海岸保全施設の整備に当たっては、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適した効果的な配置とする。

今回の津波による海岸保全施設の破壊メカニズムについて詳細な検証を実施し、復旧・整備に当たっては、計画規模を超える津波に対しても破壊されにくい構造を検討する。

また、水門や陸こうについては、操作員の安全を確保するため、操作の遠隔化、通信手段・電源等の多重化を図る。

イ 適切な維持管理による機能の維持

海岸保全施設の機能が長期にわたって維持されるよう、施設の構造形式や地理的条件等を十分に把握し、定期的な点検や劣化、損傷等に対する適時・的確な修繕など、維持

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

管理計画に基づいた適切な維持管理を行う。

(2) まちづくり

ア 安全な住環境の整備

被災した住宅地や集落については、海岸保全施設の配置計画と市街地・集落の立地や産業の形態を考慮し、住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保する。

イ 津波防災を考慮した土地利用計画

被災した市街地については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中枢となる市町村庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置する。あわせて、避難時間を短縮する防浪（避難）ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。

ウ 公共施設等と連動した防災

避難場所となる公園や避難路を適切に配置するとともに、幹線道路や鉄道等については、公共施設管理者や民間事業者等と連携し、まちづくりのランドデザインと一体となったルートの見直しや嵩上げによる防災機能の付加、公共施設等の建築物の構造強化等を行うことを検討する。

(3) ソフト対策

ア 避難計画の策定と情報通信網の整備

津波発生時のシミュレーションにより、浸水範囲や浸水深さ、津波到達時間を明示した津波浸水予測図を作成するとともに、今回の避難行動の実態調査を実施し、高齢者や障がい者など誰もが余裕を持って避難することができるよう、避難距離や避難時間を考慮した避難場所・避難路の配置、避難の手法、津波防災訓練等を定めた避難計画を策定する。

また、災害時にも迅速で確実な情報伝達・提供を可能とする重層的な情報通信ネットワークを構築する。

イ 「防災文化」の醸成と継承

震災の経験や教訓を後世に語り継ぐためには、災害体験により培われた先人の知恵を大切に、自然と折り合いながら暮らし、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創り上げていくための防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくことが重要である。

このため、災害遺構の保存やメモリアル公園など象徴的施設の整備、津波浸水高の現

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

地表示などを行うとともに、自主防災組織の強化や地域に根ざした津波防災教育の充実を図る。

3 まちづくりのランドデザイン

まちづくりのランドデザインは、その地域の地理的・社会的条件や被災状況に応じたものでなければならず、何よりも被災住民がその地にとどまり、あるいは一時的に離れたとしても戻ってきて、まちづくりに主体的に関わり、希望を持って生活再建を進められるものとする。

(1) まちづくりの視点

ア 生命と財産の保全

津波に対してはどのような場合でも避難することを基本とした上で、概ね百数十年程度で起こり得る津波に対しては、防潮堤等のハード整備により生命と財産を確実に守るとともに、過去に発生した最大津波に対しては、ハード整備とソフト対策を組み合わせた多重防災型の考え方で生命を確実に守る。

イ コンパクトな都市形成

住民生活や企業活動に必要な機能を一定エリアにコンパクトに集約し、効率的な市街地整備を図るとともに、住民や地域の復興意欲を集中し、まちづくりの原動力とする。

特に、街のにぎわいを作り出すことが復興の第一歩であることから、住居地と商業地、業務地を近接又は一体化するよう配慮する。

ウ 産業の再生と活性化

水産業など沿岸地域の強みである地場産業や地域の経済を支える基幹産業の再生に加え、復興に寄与する新たな産業を育む基盤づくりのため、防災施設や都市施設の整備と適正な土地利用の誘導を図る。

特に、水産業は漁港・集落が一体となって形成され、生産活動を行ってきたことから、効率的な生産が図られるよう居住地と業務地の配置について配慮する。

エ 環境との共生

自然環境に負荷をかけない市街地整備や自然エネルギーの活用など、沿岸地域の産業基盤であり観光資源でもある自然環境との共生に配慮する。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

(2) 津波防災の分類

津波防災は、津波のエネルギーへの対応方法により、「回避型」、「分散型」及び「抑制型」の3つに分類できることから、多重防災型まちづくりのランドデザインは、地域の状況に応じてこの分類を組み合わせることで描いていくものである。

図1 津波防災の分類

分類	回避型	分散型	抑制型
ねらい (巨大津波 に対して)	生命と財産を守る	生命を守り、財産の多くを保全する	生命を守り、財産の壊滅的被害を防ぐ
イメージ	<p>宅地造成 高所移転 被災集落 津波エネルギー</p>	<p>嵩上げ・高所移転 再生市街地 分散 被災市街地 防災施設 津波エネルギー</p>	<p>嵩上げ・高所移転 道路 再生市街地 抑制 被災市街地 防災施設 津波エネルギー</p>

回避型：津波を回避するため、浸水しない安全な地域に移転する。
 分散型：防災施設等の配置により、津波エネルギーを分散して市街地を守る。
 抑制型：第一線の防災施設に加え、道路や鉄道などの嵩上げで津波エネルギーを抑制し壊滅的被害を防ぐ。

(3) 防災のまちづくりのツール

多重防災型まちづくりは、被災した地域の被害状況や地理的条件、歴史や文化、産業構造なども踏まえつつ、防災施設、住環境及び土地利用のあり方について公共施設との連動や避難経路の確保等を検討しなければならないことから、多重防災型まちづくりのツールを「骨格的防災施設」、「防災・避難施設」、「建築物」及び「土地利用の誘導」の4つに分けて、配置する施設等の考え方を示す。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

表1 防災のまちづくりのツール

施設等		配置する施設等の考え方
骨格的 防災 施設	防潮堤 湾口防波堤 河川堤防	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤、湾口防波堤は、津波や高潮から地域を守る第一線堤としての防災施設となる。 河川堤防は、防潮堤や周辺の土地利用との関係を考慮し、水門設置又は堤防嵩上げ等を検討する。
	防潮林	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の前面又は背後に、一定の幅を確保して設置する。 津波、塩害の防災機能を有し、併せて市民の憩いの場となる。
	三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道	<ul style="list-style-type: none"> 津波や洪水の被害を受けない位置に建設する。 災害時は避難路、救援物資輸送路、その後は復興道路として、平時は広域連携、産業振興等の機能を持つ。 インターチェンジ周辺は、都市機能集約の候補地となる。
	国道、県道、臨港道路	<ul style="list-style-type: none"> 新たな市街地と一体的に計画し、必要に応じてルート変更を行うほか、嵩上げ等により第二、三線堤として防災機能を付加することを検討する。 災害時は避難路、緊急輸送路、平時は生活道路、地域間交流、産業振興等の機能を持つ。 嵩上げた道路は、都市の拡散を防ぐ輪郭としての機能を併せ持つ。
	鉄道（JR、三陸鉄道）	<ul style="list-style-type: none"> 新たな市街地と一体的に計画し、必要に応じてルート変更を行うほか、嵩上げ等により第二、三線堤として防災機能を付加することを検討する。 広域連携、地域間連携、観光、生活等における重要な交通手段である。 駅は都市、地域の核としての機能を有し、公民館や福祉施設等との複合化を検討する。
	防災・避難施設	避難道路
	メモリアル（防災）公園	<ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下や地形的条件により利用が困難な土地を活用し、後世に大震災津波の記憶を伝える施設とする。 平時は、市民の憩いの場、観光拠点及び鎮魂の場とする。
	高台公園	<ul style="list-style-type: none"> 住居地や工場・業務地等の背後の安全な高台に設置する。 災害時は、一時避難場所となる。 平時は、地域住民の憩いの場となる。
	高所移転（住宅団地） 地盤嵩上げ	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの維持を考慮しながら、高台や安全な高さまで嵩上げた場所に住宅を移転する。 地形や防災施設との関係及び生活の利便性、経済性等総合的に検討し、より有利な方法を選択する。 職住分離を可能とする安全な住宅地を確保する。
	人工地盤	<ul style="list-style-type: none"> 魚市場周辺等の土地の高度利用が必要な場所に設置する。 防災施設等の関係により地盤嵩上げその他の手法が選択できない場所に設置する。
建築物	防浪ビル 避難ビル 避難タワー	<ul style="list-style-type: none"> 防浪ビルは、海岸に近い場所で津波の勢いを抑制する機能を有する。 避難ビルは、高台まで速く避難に時間を要する場所で、商業施設、公共施設等の概ね4階建以上の建物を活用し、一時避難所の機能を確保する。 避難タワーは、近くに防浪ビル、避難ビルがない海浜や港湾施設用地等に設置する。
	公共公益施設 (災害弱者施設)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村庁舎や病院等の地域の拠点となる公共公益施設をコンパクトなまちづくりの核として適正な配置とする。 公共公益施設は、捜索、救援、医療等の災害対応の中核となるため、安全度の高い位置及び構造とする。 公民館（コミュニティセンター）や図書館、福祉施設等は、公営住宅や商業施設と一体化した施設（複合ビル）とすることを検討する。 病院や学校、福祉施設等の災害弱者のいる施設は、迅速で確実な避難手段を確保する。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

施設等		配置する施設等の考え方
土地利用の誘導	建築物 公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確保した上で、鉄道やバス路線等の公共交通機関の利便性の高い地域に整備する。 ・官公庁や病院等の公共公益施設に近い、又はこれらと一体となった集合住宅(複合ビル)とすることを検討する。 ・災害時には、一時避難場所の機能を併せ持つ。
	商業地 (中心市街地)	<ul style="list-style-type: none"> ・街の中心として、公共公益施設や商業施設、集合住宅等を集約する。 ・祭りやイベントが開催可能で、人が集まりにぎわいのある地域とする。
	工業地 業務地	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難手段等を確保した上で、防潮堤等の防災施設の配置や港湾、漁港、インターチェンジ等の拠点施設へのアクセス性を考慮して、適正に配置する。
	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤と市街地との緩衝帯となる。 ・食料生産と併せて、環境、景観保全の機能を持つ。
	太陽光、風力 発電用地	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下や地形的条件により、利用が困難な土地の有効活用を図る。 ・平時は、公園や防潮堤の照明や管理施設等の電源として利用することも可能。 ・災害時は、避難所や下水処理場、通信施設等の予備電源とすることも考えられる。

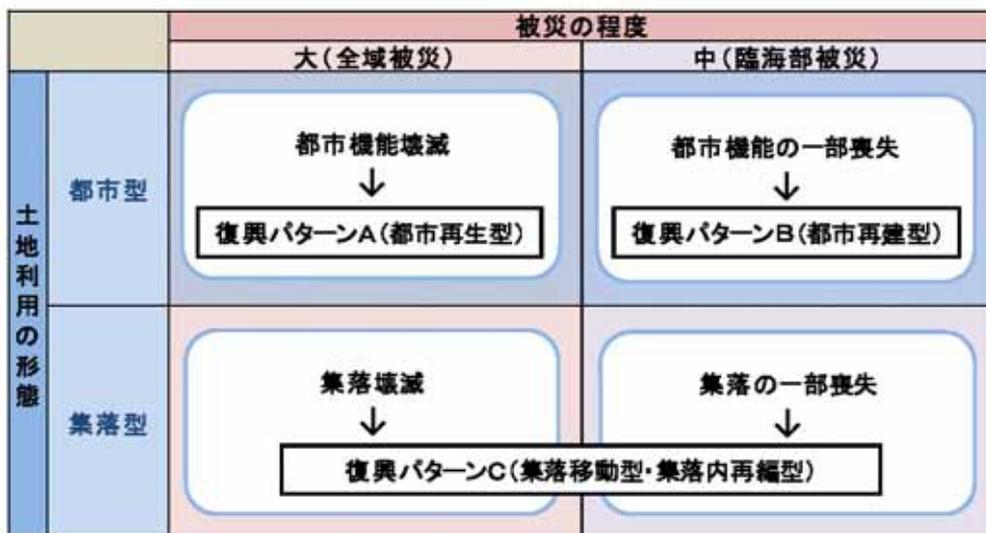
(4) まちづくりのランドデザインのモデル

まちづくりのランドデザインは、「まちづくりの視点」を踏まえ、「津波防災の分類」と「多重防災型まちづくりのツール」を効果的に組み合わせて検討する。

市町村が被災地域ごとに作成する復興プラン等の参考としてもらうため、被災地域における被災の程度と土地利用の形態から被災類型を4つに分類し、それぞれの被災状況に応じた3つの復興パターンを、まちづくりのランドデザインのモデルとして示す。

① 復興パターン

図2 土地利用の形態と被災の程度による復興パターン

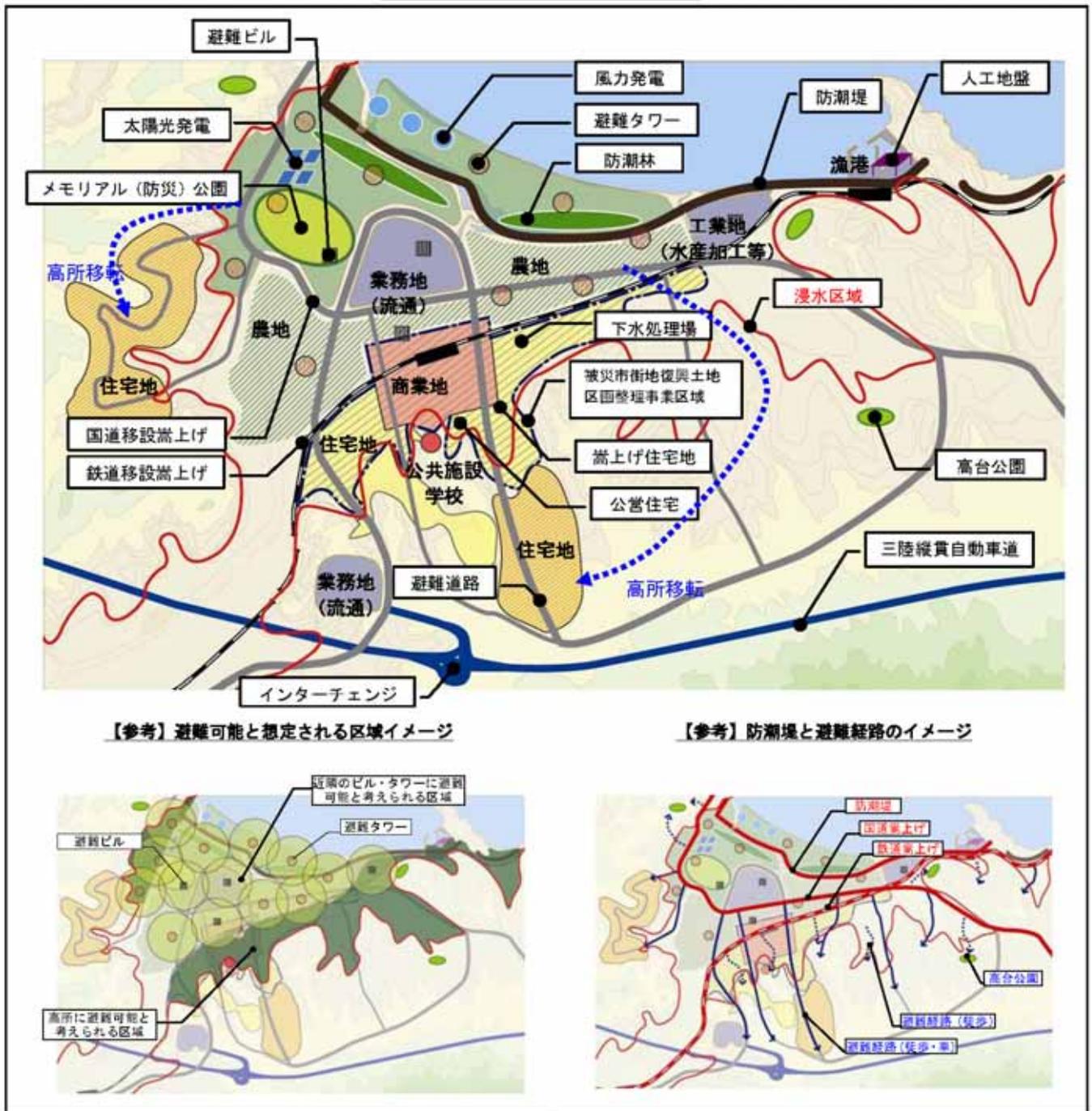


※ 実際には、被災程度や土地利用が中間的な地域もあり、地形的条件や住民意向などによって復興の形は異なる。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

②復興パターンに応じたモデル

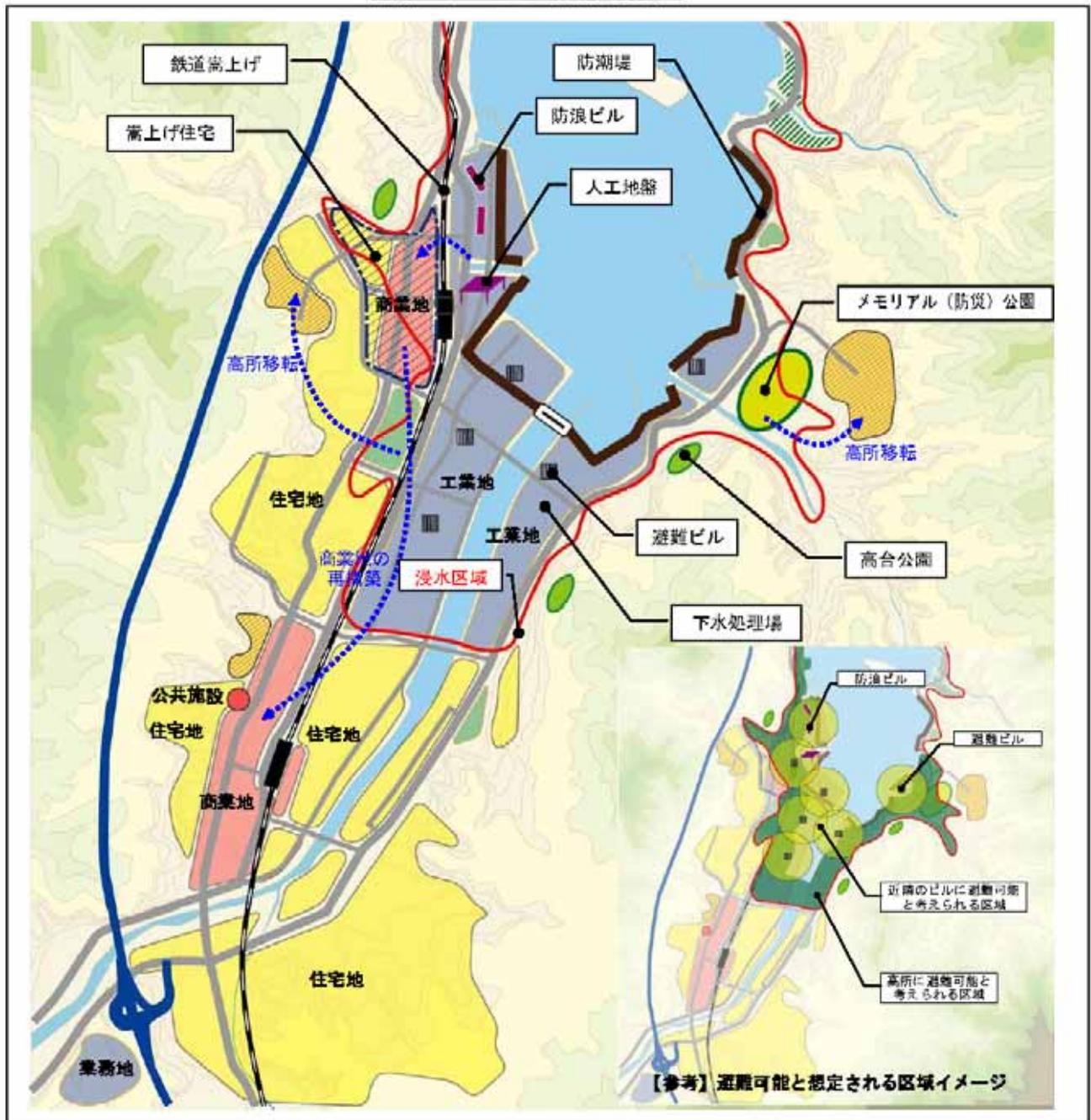
復興パターンA (都市再生型)



- ・ 都市機能が壊滅したことから、新たに都市機能を形成する都市再生型として根本から都市づくりを考える。
- ・ 被災エリアが広大であるため、津波エネルギーの抑制型を基本とし、住宅地や人が集まる商業地・公共公益施設エリアは海から離れた高台や山際に、漁業関係施設等は必要に応じて臨海部に配置するとともに、徒歩で避難可能な距離に避難ビルや避難タワーを配置する。
- ・ 多重防災の緩衝エリアは、農地、大規模業務地、メモリアル（防災）公園等として活用し、避難道路の整備と併せて避難タワー等を配置する。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

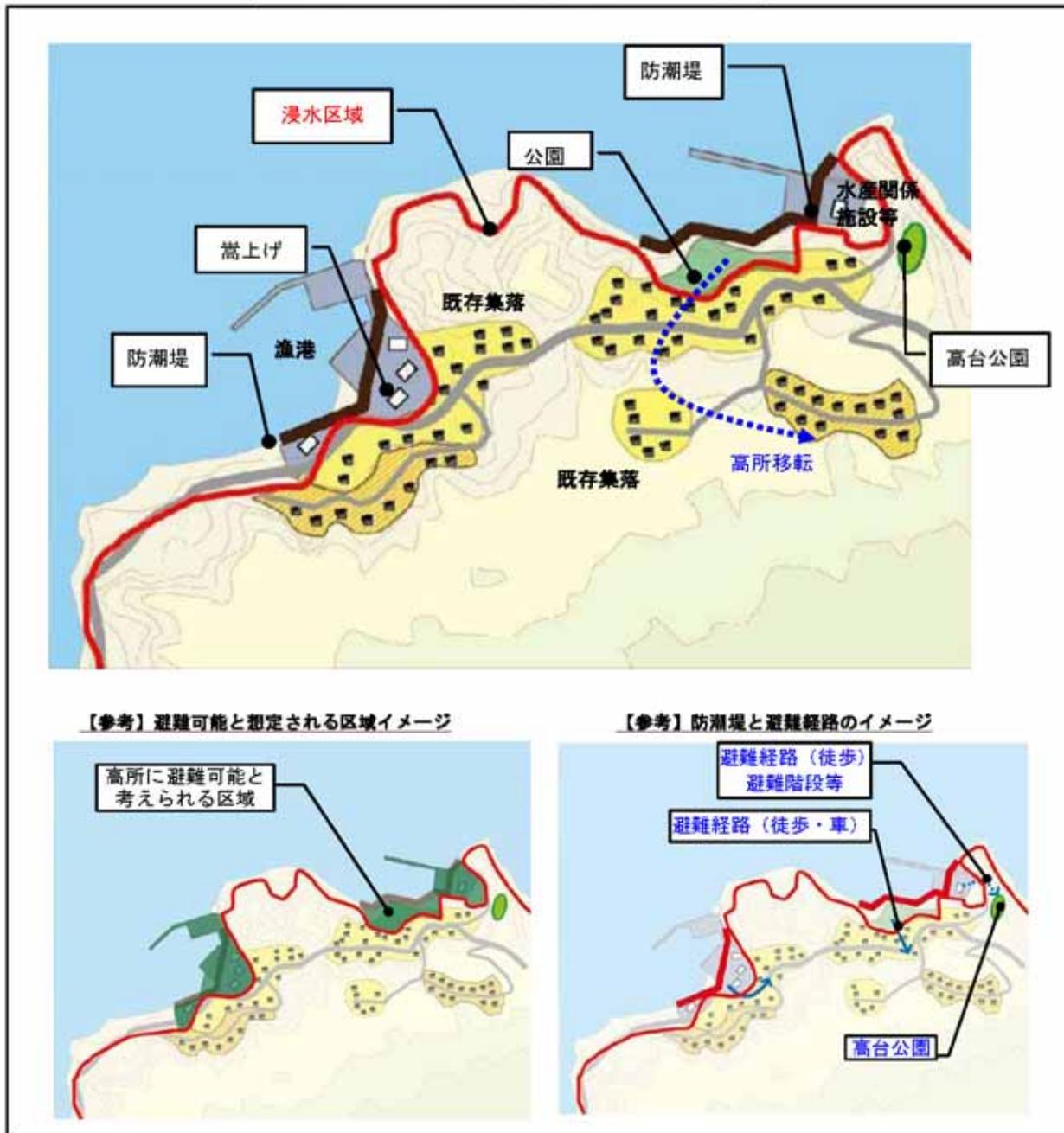
復興パターンB (都市再建型)



- ・ 都市機能の一部を喪失したものの、工業地、商業地、業務地、官公庁施設等が致命的な被害を免れていることから、従前の都市機能を回復する都市再建型を基本に考える。
- ・ 被災した地域は、商業地、業務地に住宅が混在しているところが多いことから、住居は津波が及ばない高所又は構造強化したビルの上層に移転させるとともに、臨海部の商店や事業所は当該地で再建することを前提に、防災施設で津波エネルギーの抑制・分散を図る。
- ・ 過去に発生した最大津波の浸水エリアには、避難道路の整備に併せて防浪ビルの配置誘導と避難ビル・避難タワーの設置、高台には避難エリア(避難公園等)を配置する。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

復興パターンC (集落移動型・集落内再編型)



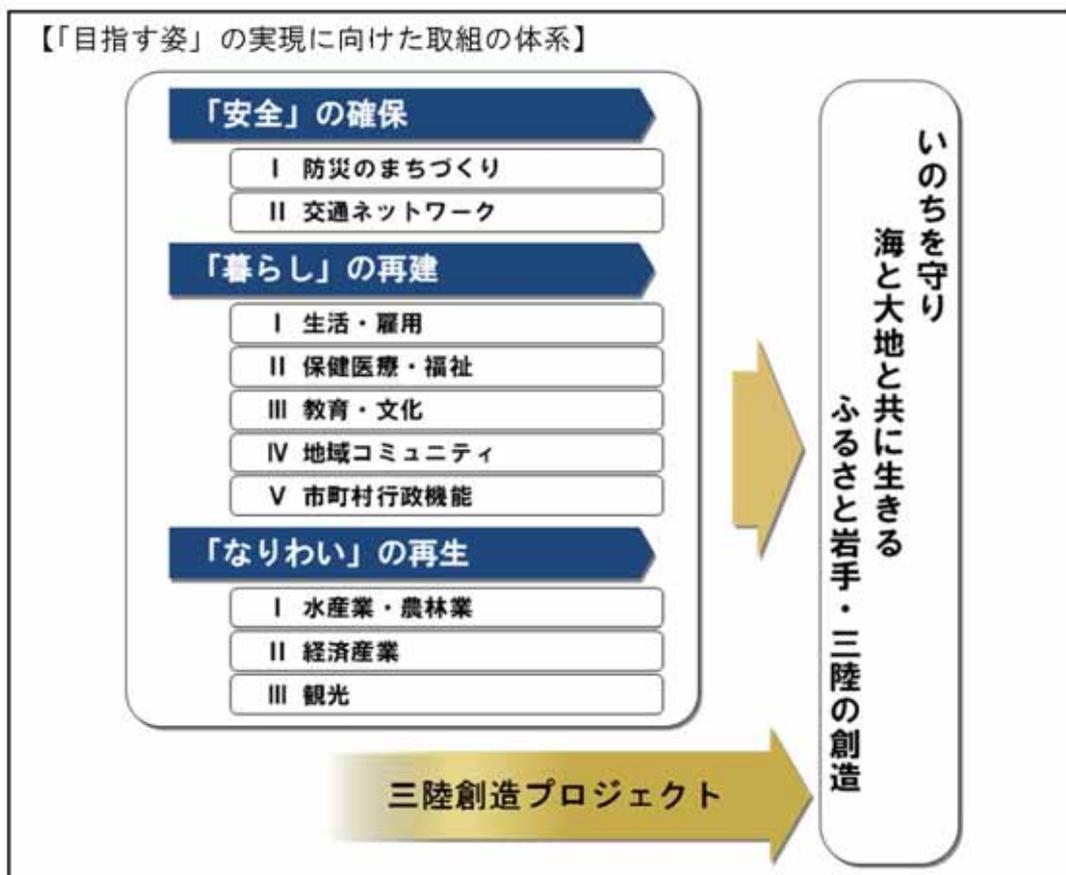
- ・ 海辺に近接して住居が立地している集落については、集落全体が壊滅又は半壊したケースが多いことから、コミュニティを崩さずに集団で高所に移転することや、集落内での津波を回避できる山際への移動、被災地の地盤嵩上げと避難路整備などによる新しい集落形成を図る。
- ・ また、新しい集落を結ぶアプローチ道路の整備などにより、職住分離を可能とする生活基盤を確保する。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

第4章 復興に向けた具体的取組

1 取組の体系

第2章に掲げた3つの原則のもとに、「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健医療・福祉」、「教育・文化」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能」、「水産業・農林業」、「経済産業」、「観光」の10分野の取組を位置付け、今後8年間の具体的な取組の内容とその考え方を本章で示す。



本章2では、それぞれの分野の「主な取組内容」を記載する。「主な取組内容」では、その推進期間を「緊急的な取組」（概ね1年以内）、「短期的な取組」（概ね3年以内）、「中期的な取組」（概ね6年以内）として整理し、実施に当たっては、被災市町村の復興と歩調を合わせながら、スピード感を持って効果的・効率的に取組を進めるものとする。

また、これらに加え、中期を超える期間を要する内容を含む取組全体については、「取組項目一覧」として、本章3にその全体を掲げる。

さらに、10分野の取組とともに、長期的な視点に立ち、分野横断的な取組を「三陸創造プロジェクト」として進めることとし、その内容については、第5章で示す。

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

【参考】復興への歩みと計画期間との関係



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

2 主な取組内容

「安全」の確保 I 防災のまちづくり

「安全」の確保

I 防災のまちづくり

■ 基本的考え方

津波対策の基本的考え方（海岸保全施設・まちづくり・ソフト対策）を踏まえて、津波等の自然災害による被害を最小限に抑え、どのような場合でも人命と暮らしを守る安全で安心な防災都市・地域づくりを進める。また、住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを進める。

取組項目① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

概 要

地域に最も適した多重防災型のまちづくりや災害に強いライフラインの構築、エネルギー自給システムの導入促進などにより、災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくりを推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 生活環境に支障が生じる災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ・ 高潮や波浪に対する二次災害防止のための防災施設等の応急的な復旧を推進
- ・ 災害情報等を的確に伝達する防災通信機能の復旧
- ・ 防潮堤等の海岸保全施設にまちづくり・ソフト対策を組み合わせた多重防災型のまちづくり計画等の策定

➤ 短期的な取組

- ・ 計画的な災害廃棄物の処理を行うとともに、リサイクルを進めるなど、環境に配慮した処理を促進
- ・ 消防署、警察署等の防災拠点の復旧・整備及び災害時に効果的に機能させるための仕組みづくり
- ・ 防潮堤等の公共土木施設の復旧・整備
- ・ 住宅や公共建築物の耐震化の促進
- ・ 災害に強いライフラインの構築
- ・ 津波防災を考慮し、まちづくりと一体となった JR 及び三陸鉄道の復旧・整備
- ・ 避難経路の充実をはじめとする迅速な避難を可能にする体制の構築
- ・ コミュニティの中心となる自主防災組織の育成・強化や大学等との連携による地域防災教育等の拠点形成など地域防災力の向上に向けた取組の促進

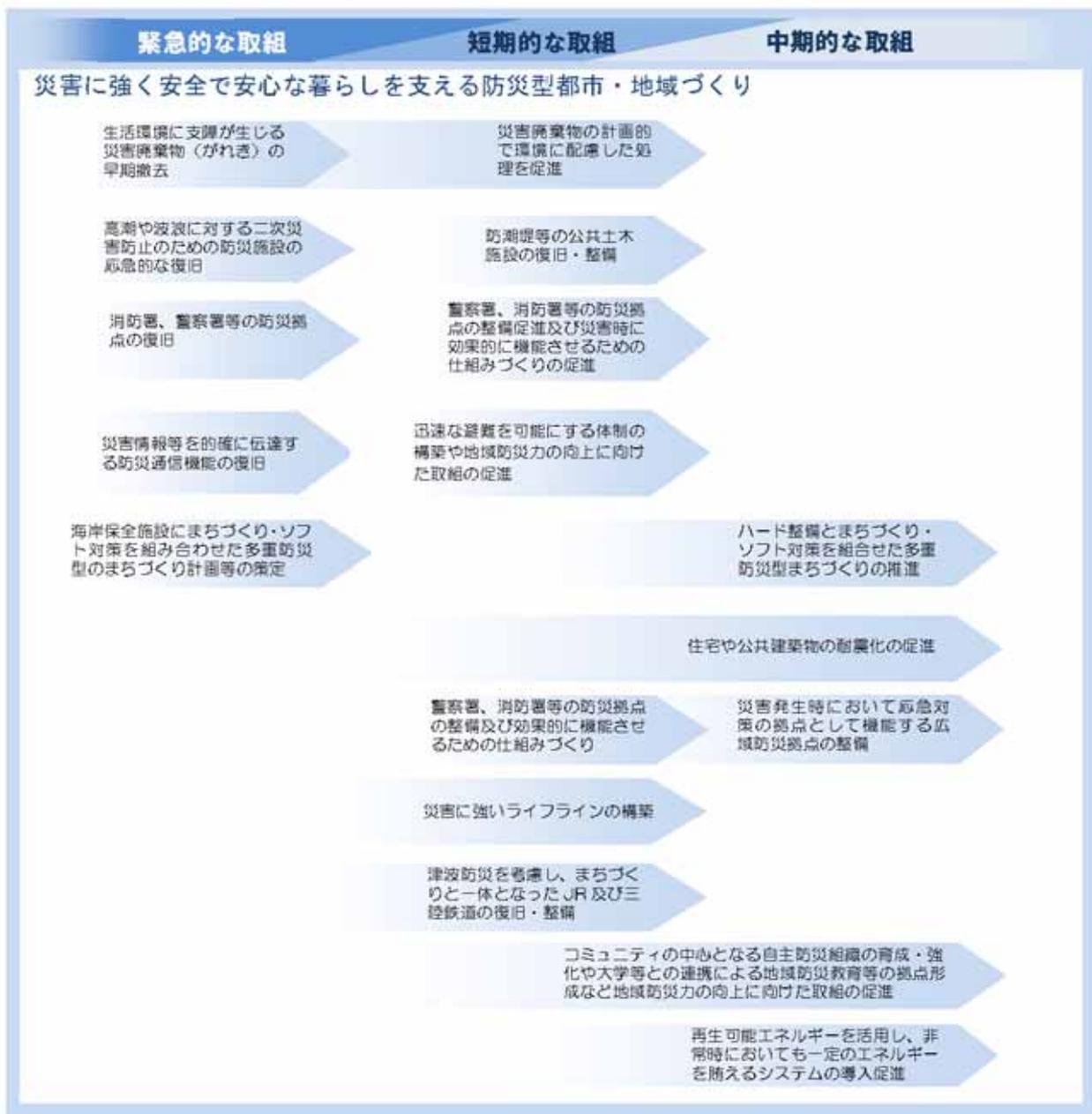
岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

「安全」の確保 I 防災のまちづくり

➤ 中期的な取組

- ・ 防潮堤等の海岸保全施設の整備、津波防災を考慮した土地利用計画によるまちづくり、災害に強い防災通信ネットワークの構築や複数の避難経路の確保等による誰もが余裕を持って安全に避難できる体制の構築などのソフト対策を組み合わせた多重防災型まちづくりの推進
- ・ 災害発生時において応急対策の拠点として機能する広域防災拠点の整備(災害時における物流ターミナル基地、広域医療搬送拠点等)
- ・ 太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用し、非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの導入促進

復興への歩み



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

「安全」の確保 I 防災のまちづくり

取組項目② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

概要

震災の記憶を未来に語り継ぐため「防災文化」を醸成し継承していくとともに、地域住民の故郷への思いや地域の歴史や文化・伝統を踏まえた、住民主体の生活環境づくりを推進

緊急的な取組

- ・ 住民生活を支える道路、汚水処理施設等の生活基盤の緊急的な復旧

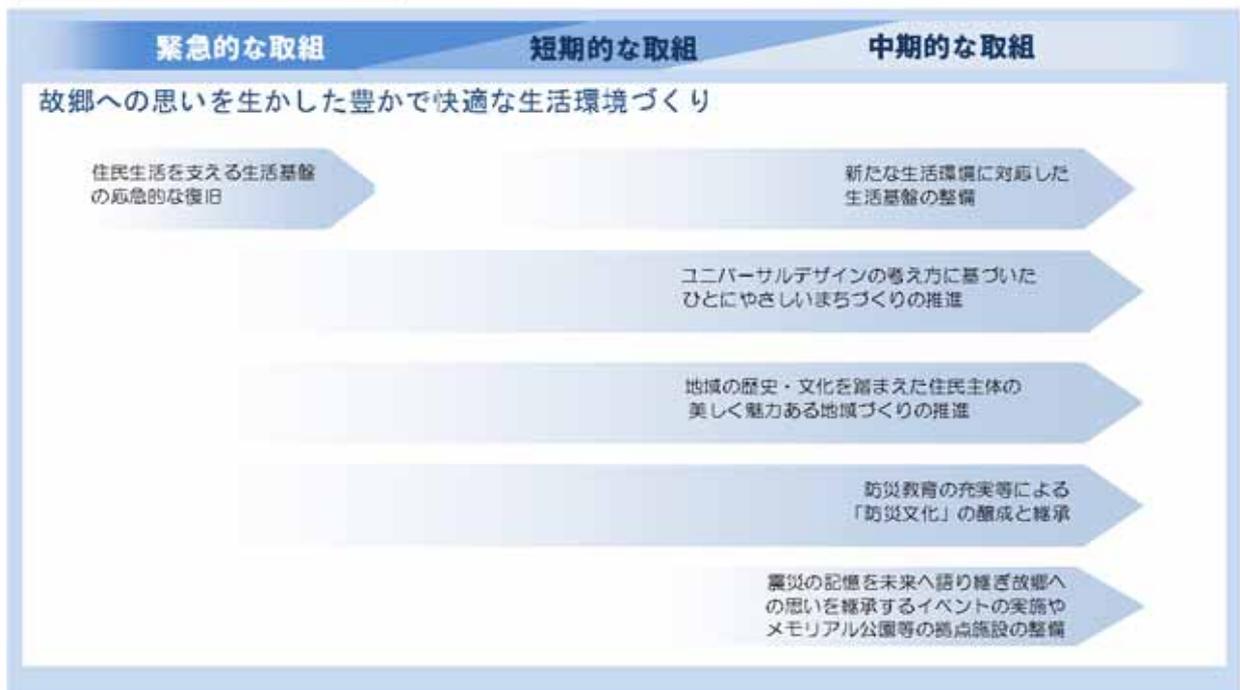
短期的な取組

- ・ 住民の意向を踏まえた新たな生活環境に対応した道路、汚水処理施設等の生活基盤の整備
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づいたひとにやさしいまちづくりの推進
- ・ 地域の歴史・文化を踏まえた誇りや愛着を持てる住民主体の美しく魅力ある地域づくりの推進
- ・ 災害遺構の保存や防災教育の充実等による「防災文化」の醸成と継承

中期的な取組

- ・ 震災の記憶を未来へ語り継ぎ故郷への思いを継承するイベントの実施やメモリアル公園等の拠点施設の整備

復興への歩み



「安全」の確保

II 交通ネットワーク

■ 基本的考え方

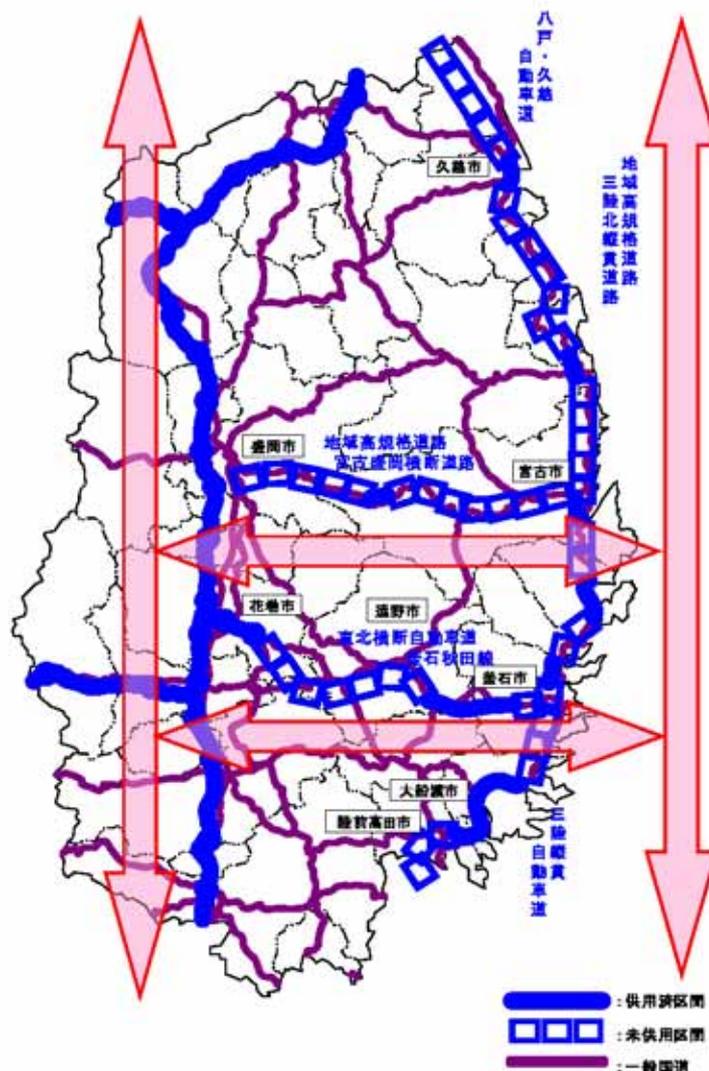
災害時等の確実な緊急輸送や代替機能を確保した信頼性の高い道路ネットワークの構築や、救護活動や人員輸送を支える港湾や空港、鉄道の機能強化により、災害に強い交通ネットワークの構築を進める。

取組項目① 災害に強い交通ネットワークの構築

概要

復興道路として『災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク』を整備し、これを補完する国道、県道などを含めた信頼性の高い道路ネットワークを構築するとともに、災害対応拠点としての港湾やいわて花巻空港の機能強化、災害時にも安全・安心な鉄道の整備を推進

◆ 災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

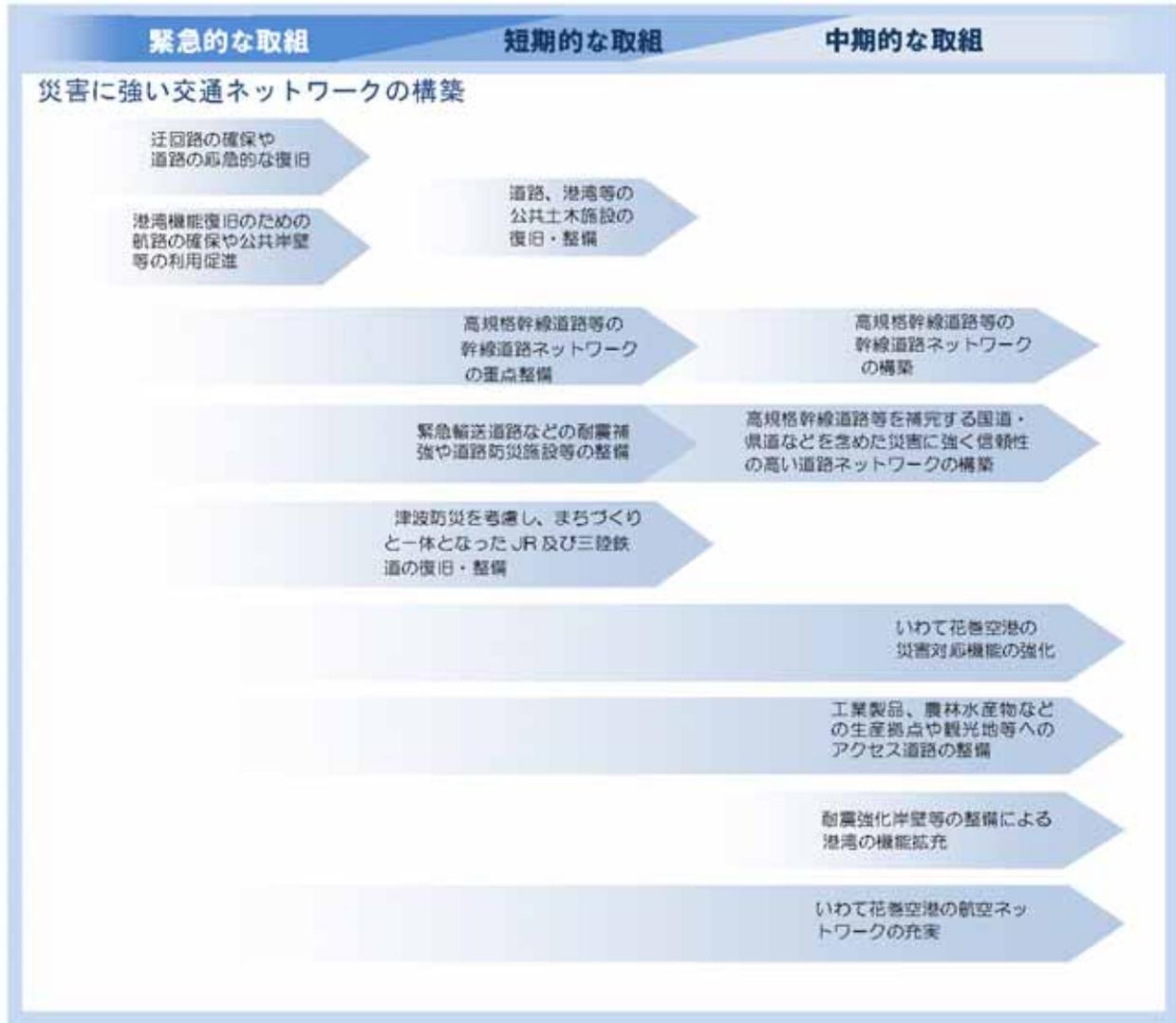
「安全」の確保 II 交通ネットワーク

- **緊急的な取組**
 - ・ 緊急輸送等のための迂回路の確保や道路の応急的な復旧
 - ・ 港湾機能復旧のための航路確保や公共岸壁等の利用促進
- **短期的な取組**
 - ・ 道路、港湾等の公共土木施設の復旧・整備
 - ・ 復興道路として高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの重点整備（三陸縦貫自動車道などの三陸沿岸地域の縦断軸、東北横断道釜石秋田線などの内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸）
 - ・ 緊急輸送道路などの耐震補強や道路防災施設等の整備
 - ・ 津波防災を考慮し、新たなまちづくりと一体となったJR及び三陸鉄道の復旧・整備（再掲）
 - ・ いわて花巻空港の災害対応機能の強化（非常用電源、ターミナル機能等の充実）
- **中期的な取組**
 - ・ 復興道路として高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの構築
 - ・ 高規格幹線道路等を補完する国道・県道などを含めた災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築
 - ・ 耐震強化岸壁等の整備による港湾の機能拡充
 - ・ 工業製品、農林水産物などの生産拠点や観光地等へのアクセス道路の整備
 - ・ いわて花巻空港の航空ネットワークの充実

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

「安全」の確保 II 交通ネットワーク

復興への歩み



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

「暮らし」の再建 I 生活・雇用

「暮らし」の再建

I 生活・雇用

■ 基本的考え方

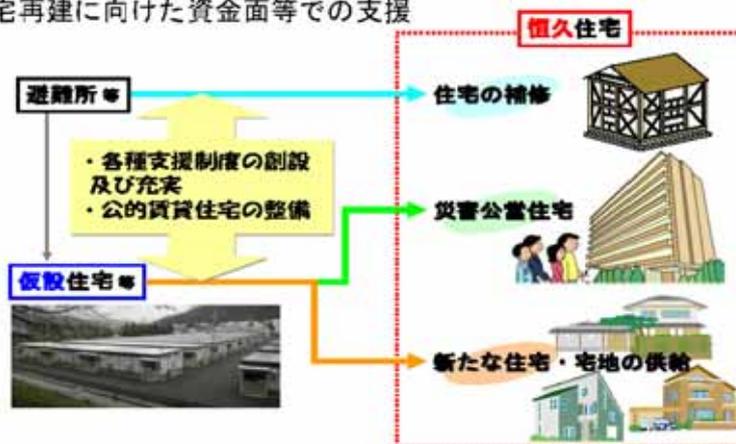
被災者が一日でも早く安定した生活に戻れるよう、まちづくりと一体となった安全で良質な住宅及び宅地の供給を進めるとともに、住宅再建・確保に際しての様々なニーズに対応する各種支援制度及び相談窓口を設置する。また、被災により雇用情勢が深刻化しているため、緊急的に雇用の維持・創出を図るほか、内陸地域と沿岸地域との連携の下に地域の産業振興を図り、安定的な雇用の場を創出する。

取組項目① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

概要

被災者の生活の安定や住宅再建に向けた資金面等での支援、住まいや生活全般に関わる相談に応じられる体制の整備、被災者が安全に安心して暮らせる住宅や宅地を供給するなど生活再建を促進

◆ 被災者の住宅再建に向けた資金面等での支援



➢ 緊急的な取組

- ・ 被災者の生活再建に向けた状況を把握するため、被災者カルテの整備を支援
- ・ 住宅ローンの二重債務の解消に向けた支援
- ・ 義援金、被災者再建支援金等による生活支援
- ・ 被災者の避難所生活を早期に解消するため、応急仮設住宅の建設や公営住宅等の空き住戸の有効活用を進めるとともに、公営住宅等に居住する被災者に対する家賃負担を軽減
- ・ 生活再建に向けた被災住宅の新築や修繕等に対する支援
- ・ 避難施設や応急仮設住宅と学校・病院等を結ぶバス路線の運行支援
- ・ 被災者の生活の安定に向けて、住まいや生活全般に関する様々な相談に対応できる体制を整備

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 抜粋

「暮らし」の再建 I 生活・雇用

- **短期的な取組**
 - ・ 応急仮設住宅入居者等が、早期に安定した住生活を営めるよう、安全で良質な公的賃貸住宅の供給を推進
 - ・ 住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実
 - ・ 被災者が安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進
- **中期的な取組**
 - ・ 被災者が安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進（再掲）
 - ・ 避難機能や地域コミュニティに配慮した複合型集合住宅の整備
 - ・ 高齢者等が快適に暮らせる居住環境の整備

復興への歩み

